## 松本都市計画 井川城北地区 地区計画

平成 12 年 12 月 8 日決定 松本市告示第 399 号

区域の整備・開発及び保全の方針	名 称	井川城北地区 地区計画
	位置	松本市井川城二丁目及び出川二丁目の各一部の区域
	面積	約1.9ha
	地区計画の目標	本地区は、松本市の中心部より南に約1.4kmの地点にあり、 組合施行の土地区画整理事業により、道路(W = 6 ~ 9 m ) 公園(1ヶ所)上下水道等の公共・公益施設を中心とした整 備が行われている。 そこで、造成後に予想される建築行為について、地区計画 を定めることにより、建築物の用途の混在、あるいは敷地の 細分化などによる居住環境の悪化を防止し、事業効果の維持 増進を図り、緑豊かな市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本地区全体を良好な一戸建て住宅及び共同住宅を中心とす る中低層住宅地区として整備、誘導を図る。
	建築物等の整備 方針	本地区全体を中低層住宅地区として位置づけて、良好な 一戸建て住宅及び共同住宅を中心とし、敷地の最低限度の 規制、敷地内の空地の確保、垣・さくの整備、敷地内の緑 化、区画道路に沿った街並みの整備等の施策によりゆとり を持った良好な住環境の形成への規制誘導を図ると共に、 その維持、保全を図る。 意匠については、「松本市建築物・広告物等デザインマニュアル」の内容に沿った建築物、工作物を誘導する。 敷地内の空地等は、環境に応じた植栽又は張芝等を行う など緑化に努めると共に、枝等がはみ出さないよう、管理 に努めるものとする。
	その他保全の方針	本地区の環境及び安全の維持・保全を図るため、次のこと を誘導する。 資材置き場及びゴミ置き場は、設置しない。 必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。 道路のすみ切り部分(交差点内)は、自動車の出入り口と しない。

			次に掲げる建築物は建築してはならない。
			1 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴ
		建築物等の	ルフ練習場、バッティング練習場
		用途の制限	2 畜舎で、床面積の合計が15㎡を超えるもの
		717 (20 37 17)	3 建築基準法施行令第130条の9に定める数量以下
			の危険物(石油類を除く。)の貯蔵及び処理施設
		またい エ 往 の	の心疾物(石油規を除く。)の財風及び処理心故
		敷地面積の 最低限度	1 6 5 m²
			建築物の外壁 (出窓及び戸袋を除く。以下同じ。)又は
			これに代わる柱の面から道路境界線及び、その他隣地境
			界線までの距離は、1.0m以上とする。
			但し、以下のいずれかに該当するものを除く。
	建		1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3
	~		m以下の建築物又は建築物の部分
	築	度素の位置の制度	
		壁面の位置の制限	2 軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が
地	物		5 ㎡以内の建築物の部分
1_			3 床面積の合計が10㎡以内の建築物
X	等		4 床面積の合計が30㎡以内の壁面を有しない建築物
市行			又は建築物の壁面を有しない部分
整	に		5 ゴミステーション
備	関		6 その他地区施設内の建築物
1115	124,	建築物等の高さの	1 2
計	す	最高限度	1 2 m
l			道路境界線から奥行1.0mまでに設置するものの構
画	る		造は、次のいずれかに掲げるものとする。
	=		1 生垣
	事		- ユニ 2 敷地の前面道路面から高さ0.6m以下の土留め擁
	項		全
	炽		
			地を設け設置する敷地の地盤面から0.3m以下のも
			のは、この限りでない。
		垣又はさくの	また、東日本旅客鉄道株式会社篠ノ井線に接する道
		構造の制限	路(すみ切り部分を含む。)の境界線については、この
1		対でして コンサビ	限りでない。
			3 敷地地盤面から高さ1.5m以下のフェンス、金属
1			さく等透視可能なさく
			4 2で設置したものの上にフェンス、金属さく等透視
			可能なさくを併用したもので、敷地の前面道路面から
			高さ1.5m以下のもの
			5 2のうち、片側の幅1.5m以下の門柱及びその他
			これらに類するもので、高さ1.5m以下のもの

<sup>「</sup>区域は、計画図表示のとおり」

